西北州市公報

発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

監査の結果に基づく措置状況		
包括外部監査	(監査公表第21号)	1
監査の結果に基づく措置状況		
総務局、市議会事務局及び教育委員会	(監査公表第22号) 5(3
監査の結果に基づく措置状況		
産業経済局	(監査公表第23号) 6	4
監査の結果に基づく措置状況		
小倉北区役所 (工事監査)	(監査公表第24号) 6	7

北九州市監査委員

北九州市監査公表第21号 令和4年11月15日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類包括外部監査
- 2 選定した特定の事件 産業振興施策に関する財務事務の執行について
- 3 監査の期間令和3年7月9日から令和4年2月2日まで
- 4 監査公表の時期 令和4年3月22日(令和4年監査公表第9号)

監査の結果に基づく措置状況

(1)シルバー人材センター運営補助

査 の 結 果

状 措 置 況

補助金実績報告の誤りの看過につ いて

(産業経済局雇用政策課)

北九州市シルバー人材センターから 入手している令和2年度の実績報告の 収支明細において、運営補助事業の人 件費及び管理費の合計が898,38 9千円と記載されていたが、正確には 80,957千円であることが判明し|務ミスについて追記した。 た。

なお、正しい補助対象経費80,9 57千円は、市の予算額である47、 500千円を超えているため、当該誤 りによる補助金交付額への影響はなか った。

本件については、内容的にはすぐに わかる誤りであり、補助対象経費が例 年に比べてどのような変化が生じてい るのか、不適切なものがないか、業務 実施内容と整合しているかといった経 費内容の適正性について検証されてい ないと判断せざるを得ない。

したがって、まずは入手した実績報 告に誤りがないか確認するとともに、 経費内容の適正性を検証する必要があ ると考える。

適切な事務処理を行うよう令和4年 2月の事務改善会議で指導徹底した。

人事異動による担当者変更で同じミ |スを繰り返すことが無いよう、令和4 年3月に業務マニュアルにも今回の事

(2) 北九州ゆめみらいワーク事業

監査の結果

措 置 状 況

ア 契約書の納品冊数の誤り

(産業経済局雇用政策課)

委託業務契約書及び仕様書を閲覧したところ、業界MAPの納品数が10,000部となっていたが、業者からの見積書等の他の書類では12,000の部と記載されていた。

本件については、委託先との認識の 相違等がないため、契約書の部数や金 額を訂正していないが、本来であれば 契約内容を訂正し、締結すべきである

今後においては、契約書のみならず 仕様書等の添付資料についても、契約 書を締結する前に慎重に確認する必要 がある。

監査の意見を踏まえ、契約書を締結 する前に、仕様書等の添付資料につい ても、慎重に確認するように令和4年 2月、業務マニュアルを修正した。

(3)中小企業支援センター特定支援事業

監 杳 \mathcal{O} 結 果

措 置 状 況

中小企業支援センターのホームペ ージのメンテナンスについて

(産業経済局中小企業振興課)

中小企業支援センターのホームペー ジにおいて、北九州商工会議所へのリ ンクが設けられているが、先に進まな い状況となっている。

情報が分断されることは問題である ため、リンク内容を修正又は削除する ことが必要である。

北九州商工会議所のホームページへ のリンク切れは、令和3年12月に解 消済である。

今後は、市の公式ホームページの管 |理運営部署がページ作成所管課に対し 行う更新指導にあわせ、更新確認を求 めるなど、適切なホームページ運営に 努める。

市のホームページのメンテナンス について

(産業経済局中小企業振興課)

市のホームページの「ビジネス・産 業・まちづくり」という項目において 、市、FAIS、北九州商工会議所の 中小企業支援3機関が連携し、各機関 の支援メニューや条例の趣旨等を広く 情報発信するポータルサイト「キタサ ポ」のURLやサイト構成が記載され ているが、「キタサポ」は令和3年3 月末をもって閉鎖されている。

既に終了しているサイトを残し続け ることは利用者の誤認を生むことにな るため、適時に削除をすべきである。 また、令和3年3月末をもって終了す

本件については、既に終了している 「キタサポ」のサイトを残し続けたこ とに対するご指摘(ご意見)であり、 既に措置済である。終了サイトの掲載 を続けることは市民の皆様の誤認を生 むことにもなるため、終了に伴い影響 が及ぶ箇所等の精査や各協力機関等と の情報共有等を密に行うこととしたい

市の公式ホームページの内部リンク |切れや誤った情報の掲載等については 、ホームページ管理運営部署がページ |作成所管課に対して、掲載情報の点検 ることは3機関において協議されてい|や常に最新の情報を掲載するなど、適 るが、終了に伴い影響が及ぶ箇所に関切に更新するよう毎年度指導している する共有が行われていないため、市内 ところである。今後はこの指導に加え

監 査の結 果 措 置 状 況 |部における連携を密にすることが必要 |、一定期間更新がないページはホーム ページ管理運営部署が非公開処理する である。 本件のみならず、市のホームページ」ことを検討するなど、より適切なホー 全体において、ツールを導入する等に ムページ運営に努める。 よって、定期的に内部リンク切れが生 じていないかを調査することが必要で あると考える。

(4) 学術研究都市留学生宿舎管理運営事業

監 果 杳 \mathcal{O} 結

措 置 状 況

ア 契約書上の賃料について

(産業経済局次世代産業推進課)

留学生宿舎について、土地は市の所 有であるが、建物は株式会社不動産中 最初の入居者となっている令和4年3 央情報センター(以下、「不動産中央 情報センター」という。)が所有して|決定通知を文書で行った。 いる。毎月における家賃徴収の流れは 、留学生→不動産中央情報センター→ 市となっている。

家賃について、市と留学生が取り交 わしている「北九州学術研究都市留学 生宿舎賃貸借契約書」をサンプルで閲 覧したところ、月額42,300円(=家賃40,00円+共益費1,0 00円+補修相当額1,300円)と 記載されているのに対して、実際は月 11,800円(=家賃9,500円 +共益費1,000円+補修相当額1 , 300円)のみを徴収しているとの ことであった。

市の担当者によれば、文書による通 知を行っていない代わりに、募集要綱 を使って、契約前に各大学から入居者 に説明を行っているとのことである。

契約書の金額と実際の負担額が異な っていることを考慮すれば、入居者と のトラブル防止の観点からも、文書に より負担額を通知すべきである。

監査の意見を踏まえ、指摘を受けた 月以降の入居者に対し、入居者負担額

(5) 北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理

監 果 杳 \mathcal{O} 結 措 置 状 況

備品等の管理不備

(公益財団法人北九州産業学術推進 機構 (FAIS))

市が所有し、FAISが管理する備 事項が見受けられた。(a)備品シー ルの未出力(b)備品台帳と現物の一|確認を実施していく。 致確認不可 (c) 廃棄情報の反映未了

(d)新旧管理番号の対応不可(e) 老朽化・陳腐化した備品の存在

これらは様々な要因の結果生じてい ると考えられるが、その中でも主要な 要因は以下の3点であると考えられる

- ▶備品の管理マニュアルが存在しな いこと
- ➤適切な実査が行われていないこと
- ➤ FAISにおいて備品台帳を確認 できないこと

これらの要因を踏まえ、適切な備品 管理を行うためには備品所有者である 市が中心となって備品の管理マニュア ルを作成し、運用することが急務であ ると考えられる。

市が中心となり令和4年度中に備品 品等について、市から提出された備品 管理マニュアルの整備を行うことに伴 台帳を基に実査を行った結果、以下の い、FAISは、その備品マニュアル |をもとに、適切な管理及び備品台帳の

6 監査の結果(意見)に基づく措置状況

(1) 新成長戦略推進事業

監査の結果 (意見)

措 状 置 況

「北九州市新成長戦略」の総括等 について

(産業経済局産業政策課)

と創生総合戦略」に引き継がれている が、「北九州市新成長戦略」の総括は 往査時点(令和3年8月)では明らか|活用し、「北九州市まち・ひと・しご ではなかった。

直し、最終的には総括を行ったうえでしたといしごと創生総合戦略」の産業振 、今後の行政の参考にすることが極め|興分野の内容を見直していく。 て大事であると考える。そのため、速 やかに総括を行い、「北九州市まち・ ひと・しごと創生総合戦略」等に活用 していくことが望まれる。

「北九州市新成長戦略」の期間は令 監査の意見を踏まえ、「北九州市新 和2年度までとなっており、令和3年 成長戦略」のこれまでの取組内容や実 度以降は「北九州市まち・ひと・しご | 績を取りまとめ、令和4年3月に総括 を行った。

今後は新成長戦略で得られた知見を と創生総合戦略」を推進していく。ま 定期的に進捗状況の確認や戦略を見た、必要に応じて、「北九州市まち・

イ 新成長戦略推進懇話会の位置付け について

(産業経済局産業政策課)

新成長戦略推進懇話会について、令 和2年度においては新型コロナウイル ス感染症の影響により開催されていな 同様の計画を策定した際は、監査の意 い。直近では令和2年2月に、市担当 見を踏まえ、適切に対応していく。 者が持ち回りで各構成員(大学教授、 民間事業者等の外部有識者)に進捗状 況を報告し、意見、要望、経営状況等 を聴取していた。

令和2年2月の懇話会資料を閲覧し

「北九州市新成長戦略」は令和2年 度で計画期間が終了している。今後、

監査の結果(意見)	措	置	状	況
たところ、構成員から意見や経営状況				
等を聴取しているものの、「北九州市				
新成長戦略」の進捗状況等についての				
活発な議論がなされているようには見				
受けられなかった。				
前述に記載の通り、中長期的な戦略				
や計画を実行するに当たり、定期的に				
進捗状況の確認や戦略を見直すこと等				
は極めて重要である。				
また、新型コロナウイルス感染症等				
により、対面での会議体を開催するこ				
とが難しいようであれば、オンライン				
会議での開催を検討するべきであると				
考える。				

(2) 未来の株式上場企業育成事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 未来の株式上場企業育成事業の方 針につ<u>いて</u>

(産業経済局産業政策課)

令和2年度においては新型コロナウ イルス感染症の影響に伴い活動は大幅 ている。今後、同様の事業を実施する に制限を受けた。その結果もあり、令 際は、監査の意見を踏まえ、適切に対 和3年度予算においては予算が付され一応していく。 ていない状況となっている。

新規株式上場の意思決定を行ってか ら実現に至るまで、現実的には5~1 0年といった中長期の期間を見積もる 必要がある。

したがって、上述の目的を実現する には中長期の期間を前提とした事業計 画を策定することが必要であり、新型 コロナウイルス感染症の影響があると しても、継続的に中小企業を支援する ことが望ましい。

当事業は令和2年度で事業が終了し

(3)円滑な事業承継のためのM&Aモデル事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア M&Aのマッチング対象について

(産業経済局中小企業振興課)

当該事業では、市が行う事業である ことから、売り手と買い手がともに市 内の中小企業等であることを条件とし て進めているとのことである。

定せず幅広く確保することにより、マター」と連携し、マッチング件数の増 ッチングの成功確度を高めることにつ |加を図り、適切に対応している。 ながると考えられる。

なお、この場合においては、拠点及 び雇用の維持等を条件とすることが望 まれる。

監査の意見を踏まえ、令和3年度か らは、M&Aの買い手企業については 市内の企業に限定せずに、市内外の売 り手企業及び買い手企業の情報を有す 買い手については市内の事業者に限 る「福岡県事業承継・引継ぎ支援セン

イ M&A支援の方針について

(産業経済局中小企業振興課)

市は日常的に企業訪問活動を行って いる点で売り手候補となる企業からの 信用力を得ており、それがマッチング につながると考えて当該事業を行って いる。

当該事業の成否については、売り手 及び買い手情報の件数、ノウハウ、知 見及び人的マンパワー等によるところ が大きいと考えられる。また、事業承 継を目的としたM&Aのマッチングか ら実行までを担う事業者は全国に数多 く存在しており、また、国が各都道府 県に設置している公的相談窓口である 「事業承継・引継ぎ支援センター」に おいても同様の活動を行っている。

監査の意見を踏まえ、令和3年度か らは、市内外の売り手企業及び買い手 企業の情報を有する「福岡県事業承継 ・引継ぎ支援センター」と連携し、マ ッチング件数の増加を図っている。

監査の結果(意見)	措	置	状	況
そのため、市においては、市が単独 で行うことによって本事業が果たして うまくいくのか再検討するとともに、 上述の事業者等との連携によって事業 を推進することも併せて検討すること				
が望ましい。				

(4)集まれ若者!キタキュー就職促進事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

WEB合同説明会不参加者へのア

ンケート等の実施について

(産業経済局雇用政策課)

WEB開催の合同説明会の参加者実 績は目標には届いていない。

WEB開催における参加者を増やすた めの施策を講じることで、より多くの 就職予定者と地元企業のマッチング機 会を創出できる可能性はあると考えら れる。

能である点を活かして、不参加者も含 む学生全体にアンケートを実施し、不 参加者がなぜ参加しなかったのか原因 を特定し、今後の対策を検討すること が望ましい。

監査の意見を踏まえ、令和4年5月 開催の合同会社説明会の申込者に対し てアンケート調査を行ったほか、市内 |大学の協力を得て、学生に対して就職 や就職活動に関するアンケート調査を 実施している。

今後、本調査の結果を分析し、参加 したがって、市は大学との連携が可 対象者のニーズを反映しながら、施策 を進めていきたい。

イ 北九州市雇用対策協会への補助金 と委託業務の区分について

(産業経済局雇用政策課)

市においては、市内企業向け採用イ ベントの企画や広告全般を実施してお 会等各種イベント等における運営や各 り、北九州市雇用対策協会においては 、同協会会員に向けての採用イベント の告知や就職活動マニュアル作成及び | ぞれの役割を明確にして文書化するこ 広告の一部を行っているとのことであ るが、この分担が明記されている文書 等はないとのことである。

同一のWEB合同会社説明会等の事 業について委託業務部分と補助金によ る助成部分が混在していると、業務の

監査の意見を踏まえ、合同会社説明 種広報において、業務の遂行時の重複 • 不効率を未然に防止するため、それ とを令和4年7月に実施した。

監査の結果(意見)	措	置	状	況	
遂行において、重複や不効率が生じる					
可能性が高まる。					
したがって、市が進める事業が効率					
内に実施されるよう、一体として事業					
を行っていくことを検討するか、別々					
こ行うことが必要であれば、それぞれ					
の役割を明確にして文書化しておくこ					
とが望ましい。					

(5) 高齢者就業支援センター運営業務

監査の結果(意見)

措 置 状 況

適切な目標の設定について

(産業経済局雇用政策課)

「北九州市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」の目標は、高年齢者の雇用 を促進するという目的に対して、現状 維持の目標にとどまっており、当事業 の目標の中のシニア・ハローワークの を修正した。 利用者数は、著しい未達となっている 状況である。

現困難な水準である場合は、成果を測 定する指標としては不適切であると考 えられるため、目標の設定方法を見直 すことが望ましい。

監査の意見を踏まえ、目標を設定す る際は、過度に保守的でないか、実現 困難な水準でないかを改めて確認する ように令和4年3月に業務マニュアル

具体的には、現状維持の目標にとど まっていると指摘があった「中高年齢 目標が過度に保守的である場合や実 | 者の就職者数」については直近実績の 平均値で目標値を算出していたが、対 前年増加率も加味して算出することと し、著しく未達となっている「シニア ・ハローワークの利用者数」は直近3 年間の平均に20%加算して算出して いたが、こちらも対前年増加率やオン ライン相談の普及などの社会的要因を 加味して算出することとした。

(6) 北九州ゆめみらいワーク事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

価格決定プロセスの客観性につい 7

(産業経済局雇用政策課)

令和2年度においては、新型コロナ ウイルス感染症の影響によりイベント は中止となり、代わりに、主に就職活 動を始める前の高校生及び大学生を対 象に業務研究等のための冊子や動画等 を委託業務により作成した。

公募プロポーザル (企画競争入札) を実施したが、当事業の予定価格の見 積もりを行った業者1社のみの入札と なり、前年度イベント開催の委託業者 に決定することになった。

競争入札の利点であるコスト削減効 果が発揮されているか不明である。

うに市外部関係者の選定委員による審 査と比べ、今回の事業の審査は市内部 の選定委員が過半数を占めており、審 査の客観性が低くなっている。

そのため、以下のような対応を図る べきであったと考える。

- ▶予定価格の見積もりを複数社で行
- ▶プロポーザルのスケジュールを見 直す
- ▶審査を行う選定委員の外部関係者 の割合を増やす

契約金額の検証を適切に行うため、 市として入札におけるルールについて

令和2年度は、新型コロナウイルス 感染症の影響により例年と異なる形で の事業実施となったが、令和3年度は 対面型で実施した。令和4年度以降も 対面型イベントで実施する。

監査の意見を踏まえ、

- ・令和4年度の予算の上限額の設定に 際しては、見積りを複数社から徴取し た。
- ・プロポーザルのスケジュールについ ては、令和2年度は公募開始から選定 会までの期間が20日程しかなかった また、審査においても、前年度のよ が、令和4年度は指名通知から選定会 までの期間を45日間確保した。
 - ・ 選定員は外部関係者の割合は令和 2 年度の1/4から令和4年度は3/5 に増やした。

入札手続きについては、北九州市契 約規則をはじめとする各種要領・通知 を整備しており、契約部のホームペー ジや研修等により周知・徹底している

令和3年3月に策定した「業務委託 におけるプロポーザル方式実施要領」 に従い、事務を行っていく。

監査の結果(意見)	措	置	状	況	
は、今一度検証し、整備することが望ましい。					

イ 事業の成果測定について

(産業経済局雇用政策課)

動画や業界MAPを作成し、各高校 及び大学に周知、冊子の配布を行って に、冊子を配布した学校を対象に動画 いるが、その内容についての意見収集 や冊子についてのアンケート調査を実 を令和2年度が終了した後も行われて |施した。 いない。

的な活用が可能であり、その効果は一 定期間経過後に行うべきであるため、 令和3年度以降で行う予定とのことで あった。

動画制作や業界MAPの作成は当事 業において新たな試みであったことを 踏まえると、効果がどの程度あったか 、改善すべき点や今後の事業に活用で きる点はないか、実施直後に確認する ことは有用であると考えられる。

そのため、実施した事業の効果測定 は速やかに行い、今後の事業にどのよ うに活用していくか早急に検討される ことが望ましい。

監査の意見を踏まえ、令和4年4月

調査結果を踏まえ、情報提供内容や 市に理由を質問したところ、中長期一広報・PR方法等、今後の地元就職促 進事業の展開への活用を検討する。

(7) 市内企業の採用力強化支援事業

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

ア 事業の効果について

(産業経済局雇用政策課)

未内定者向けの相談会を開催したが 、新型コロナウイルス感染症の影響も の就職を支援する若者ワークプラザの あり、相談者数が少なかった。相談会 相談者に、相談者のニーズをヒアリン の開催については、ホームページや新 聞広告等により告知を行っているとの 行うことにより、事業効果を把握し、 ことである。

また、相談会時においては、相談者 からアンケート等を行っていない。

現状においては、相談者がどの媒体 を見て相談したのか明らかではないと 共に、未内定者及び企業にとってどれ ほどの効果があったのかを検証するこ とが難しい。

今後においては、相談者からのアン ケート結果を参考にすることによって 、より効果的な事業内容及び告知方法 を検討することが望まれる。

令和4年度からは、新卒を含む若者 |グするとともに、相談後のフォローを 事業内容や広報等に活用する。

(8) 外国人材就業サポートセンター運営事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 学校法人北九州YMCA学園への 業務委託について

(産業経済局雇用政策課)

学校法人北九州YMCA学園に対し て、留学生の就職支援等に関する業務 人北九州YMCA学園の協議の上、受 を委託している。

他方、学校法人北九州ҮМСА学園 のホームページを閲覧したところ、Y MCAキャリアサポートセンターとい A 学園福山理事長が誓約書へ押印し、 う組織体を設けて、外国人留学生の就 |市に提出された。 職支援や職業紹介等の事業を行ってい る。

市が学校法人北九州YMCA学園に 業務委託を行っている内容と、学校法 人北九州YMCA学園が独自に行って いる事業内容について、一部重複して いるように見受けられ、利益相反が生 じている可能性がある。

そのため、学校法人北九州YMCA 学園に対して、業務をどのように区分 しているのかについて報告を求める、 もしくは業務を区分している旨の誓約 書を提出してもらうといった対応が望 まれる。もし問題が解消されないよう であれば、委託先の変更や委託条件の 変更について検討すべきである。

監査の意見を踏まえ、本市と学校法 託事務と独自業務を区分している旨の |誓約書を作成した。

令和 4 年 4 月 1 日、学校法人 Y M C

(9) 安心して働ける労働環境づくり事業

監査の結果(意見) 措 置 状 況 ア 予定価格の算定及び随意契約につ

いて

(産業経済局雇用政策課)

予定価格の算定及び随意契約に際し て、(少なくとも過去2年間において り見積書を入手する業者を定期的に入 は)同じ業者から見積書を入手してい れ替えるとともに予定価格の算定は、 た。

くなるとともに、競争原理が働きにく い側面があると言える。

そのため、今後においては、以下の ような対応を図ることが望まれる。

- ・見積書を入手する業者を定期的に 入れ替える。
- ・予定価格の算定に当たって、業者 からの見積書を参考にするのではな く、前年の業務委託料等を参考にす る。

監査の意見を踏まえ、令和3年度よ 業者からの見積書をそのまま参考にす 業者にとって予定価格を推測しやするのではなく、前年の業務委託料等を 参考にして作成している。

(10) 産業振興一般事務

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ロゴマークやブランディングにつ いて

(産業経済局スタートアップ推進課

スタートアップ支援に係る新たなロ ゴマークを作成した後、市は「New|マークは平成27年の「北九州スター U」というブランドコンセプト及びロ ゴマークを発表して、大々的にPRしわせ、街全体で起業を応援する機運醸 ている状況である。また、市のホーム 成のため作成したものである。 ページを閲覧したところ、スタートア ップ支援に関する別のロゴマークも見 受けられた。

市のブランディングやロゴマークに ついては、市の知名度向上やイメージ アップ等につながるため、非常に重要 であると考えられる。上述のロゴマーたものである。 クを例にとってみたところ、個別の施 策毎に、部局単位で検討されているよ な都市ブランドである「New U」 うに見受けられ、浸透を図るのが難し い状況である。

ロゴマーク等について、市全体で取り まとめて戦略を立てて実行することに より、より大きな効果が得られると考 える。

「スタートアップの街北九州」ロゴ |トアップネットワークの会」設立に合

また、「北九州SDGsスタートア ップエコシステムコンソーシアム|ロ ゴマークは、本市が令和2年7月に内 閣府の「スタートアップエコシステム |推進拠点都市」に選定されたことから 、積極的な広報・PRに向けて作成し

一方、本市の地方創生のための新た に関しては、若者をターゲットに、ブ ランドのコンセプトである「あたらし 今後においては、ブランディングや いことを、はじめやすい都市」をPR するため令和3年度に作成されたもの である。

> 「New U」とスタートアップ施 策は親和性が高いと考えており、ロゴ マークの運用について、連携可能性が 高い場面ではロゴを併記するなど相乗 効果を意識した活用に努めている。

(11) ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 交付申請の書類について

(産業経済局中小企業振興課)

助成金の申請に当たり、様々な書類 を添付する必要がある。

必要書類が多岐にわたっているため 、書類の量が膨大となっており、事務 手続が煩雑になっている。特に「直近 事務手続きの簡素化を図った。 の決算関係書類」は入手されているの みで有効に活用されていない状況であ る。

したがって、必要と認める書類につ いて再検討し、活用されない資料につ いては必要書類から削除し、事務処理 を簡素化する等の対応が望ましい。

監査の意見を踏まえ、助成金の申請 で必要と認める書類について再検討を |行った結果、令和4年度から「直近の |決算関書類」を必要書類から削除し、

イ 助成金の交付方法について

(産業経済局中小企業振興課)

ものづくり中小企業女性等職場環境 改善支援助成金の令和2年度の予算額 3,000千円に対して、決算額は2 500千円であった。

は、1団体が辞退したためである。

後の調査で、設備の設置場所が市内で は既に措置済である。 はなかったことが判明し、交付要件を 満たしていないことが発覚したことに よる。

助成金交付申請書に添付される書類 に、設備を設置する建物の場所を明記

令和3年度から、交付申請書受付前 に設備設置場所の現地確認を実施する とともに、助成金交付申請書に設備設 置場所の住所を記載する項目を設け、 決算額が予算額に達していない理由 | 交付決定において市内設置の要件を満 たしているか審査している。また、実 当初、助成対象者として助成金を交|績報告書提出の際、施工場所の現地確 |付していた団体の事業について、その|認を行うこととしており、再発防止策

監査の結果(意見)	措	置	状	況
する箇所が無かったため、要件を満た しているか明らかでなかった。 したがって、防止策として、設備を 設置する建物の場所を明記した書類の 添付を義務付け、助成金の交付の可否				
こついて事前確認を徹底することが望ましい。				

(12) 中小企業人材確保支援助成金

監査の結果(意見)

措 置 状 況

助成金の交付による効果の測定方 法について

(産業経済局中小企業振興課)

若年者や女性等の人材確保に苦慮し ている市内中小企業の支援及び地方創 に採択団体への成果調査を実施し、事 生の重要なテーマの一つである地元就 職の促進につなげるため、市内中小企 業団体が人材確保のための事業を行な った際に支出した経費の一部を助成し ているが、効果の測定がなされていな 11

なお令和2年度は、3団体に対して 助成金114千円が交付されている。

助成金の交付がどの程度市内中小企 業の振興や地元就職の促進に寄与して いるかについて検討を実施し、最大の 効果が発揮できるような助成金の交付 方法を検討することが望ましい。

監査の意見を踏まえ、令和4年6月 業効果を検証することとした。

(13)ビジネスチャンス拡大支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

巡回指導・マッチングコーディネ

ート事業について

(産業経済局中小企業振興課)

専門員を1名配置し、企業ニーズの 掘り起こしや営業先・外注先のマッチ ング、各種支援サービス情報の提供に より市内中小企業の新規事業展開や販 マッチング商談会」を活用して、新た 路開拓の支援を行なっている。

令和2年度では、企業訪問数:18 2件、マッチング件数:11件のうち 小企業実態調査」の結果も踏まえて、 1件(金額ベースではほぼゼロ)のみ であった。

新型コロナウイルス感染症による影 響も大きかったと考えられるが、令和 2年度の成約件数が1件であったこと を鑑みると、今後の事業の在り方、目 標の設定や方針について再度検討を行 うことが望ましい。

監査の意見を踏まえ、令和4年度か ら、「福岡県中小企業振興センター」 |が実施する発注企業と受注企業との「 な企業とのネットワーク構築を図るこ ととした。また、本市が実施した「中 、企業間取引の成約まで至ったものは |企業ニーズの掘り起こしを行い、マッ |チング成約件数の増加を図ることとし た。

イ 北九州発!新商品創出事業につい て

(産業経済局中小企業振興課)

令和2年度では、15の新商品につ いて市が認定・広報支援を行い、さら に認定新商品の中に購入希望する商品 があれば一部を随意契約で市が購入し ている。

また、市が認定・広報支援を行った 販売状況等について報告を受けている

監査の意見を踏まえ、令和4年度か |ら、当該新商品の販売状況について、 市が購入した数量だけでなく、企業が 販売した全数量の報告を受けることと した。

この報告を基に、当事業が企業の販 新商品について、各企業より新商品の 路拡大にどの程度寄与しているか検討 することとした。

監査の結果(意見)

措 状 置 況

が、市の認定がどの程度商品の受注や 販売拡大に寄与しているかの検討がな されていない。

販売実績や事業計画のモニタリング を実施することで、市の認定・広報支 援が各企業の今後の販売見込み等の策 定にどの程度考慮されているか、また 販路拡大にどの程度寄与しているかに ついて把握・分析し、市の認定・広報 支援の在り方について検討することが 望ましい。

ウ 予定価格の算定について

(産業経済局中小企業振興課)

認定商品PRパンフレットの作成を 発注する際に、株式会社Aから入手し た参考見積書及び過去の実績を勘案し 、予定価格を算定した。

手した結果、参考見積りを入手した株 ものであるが、監査の意見を踏まえ、 式会社Aに発注することになった。

時には、参考見積書よりも低い価格を 提示している。

このような状況においては、参考見 積書の意義は乏しく、予定価格の算定 根拠としては適切ではないと言える。

したがって、予定価格算定に当たっ ては、参考見積書を入手する方法では なく、過去の実績等を勘案し適切に予 定価格を算定するといった方法が望ま

令和2年度の予定価格については、 |市の「業務委託に関する手引き」の「 業者見積を参考とする場合」に基き、 1 社から入手した参考見積をそのまま その後、見積り合わせを実施し、株 予定価格とすることなく、過去の実績 式会社Aを含めた3社から見積書を入一や類似業務も参考にしながら設定した 令和4年度から、予定価格を算定する また、株式会社Aは、見積り合わせ 際の参考見積書は、複数の企業から入 手することとした。

監査の結果(意見)	措	置	状	況
しく、参考見積書を入手する方法によ るとしても複数の企業から見積書を入 手することが望ましい。				

(14)中小企業融資制度

監査の結果(意見)

措 置 状 況

新成長戦略みらい資金融資につい 7

(産業経済局中小企業振興課)

中小企業・小規模企業の新たな事業 展開を支援する目的で600、000 千円の事業費を予算計上したが、令和 2年度の融資金額は10,000千円 (1件) のみであった。

令和2年のみならず、過去の融資実 績を見ても、当該事業が積極的に利用 されていないと言える。融資の対象と なる中小企業は、他の融資制度を利用 しているのではないかとのことであり 、当該事業が企業ニーズに沿った事業 とは言い難い。

したがって、市がこの事業を行うこ とによる経済的効果は乏しいと言える ことから、他の制度との一元化等、今 後の事業の在り方について再度検討を みらい資金融資」から「まち・ひと・ 行うことが望ましい。

ご指摘もあり、効率化を図るため令 和3年度に中小企業融資事業へ一元化 している。

現在は融資条件に優位性があるコロ ナ関連融資の制度利用をするケースが |多いと推定される。これは、コロナ禍 における中小企業支援のための一時的 な制度であって、恒常的なものではな い。この為、当該事業(融資制度)を 存続させているものである。

したがって、中小企業事業融資事業 への集約はしたが、アフターコロナに おいて本制度の利用がなされるよう、 継続して周知等を行っていく。

なお、名称についても「新成長戦略 しごと創生総合戦略資金」へと変更し ている。

イ 融資先のリスク管理について

(産業経済局中小企業振興課)

本制度は市、信用保証協会及び取扱 指定金融機関、北九州商工会議所の連 | 管理出来ない事については課題である 携のもとで運営されている。

市は事後的に信用保証協会に対する 調査を行うことで融資先の状況を一部 把握しているものの、損失の発生は信 用保証協会から送付される損失補償に

市でも事後でしか融資先のリスクを と捉えている。

しかしながら、長年、全国的に同様 の制度設計で運営されており、また、 金融機関によりリスク管理の手法・基 準が異なることや守秘義務が課されて

監査の結果(意見)

係る請求書によってのみ把握すること になる。

市が融資先のリスクの一部を負担し ていることに鑑みると、市でも事前に 融資先のリスクを管理できる体制を構 築し、適切な予算枠の確保や損失補償|収等に関与するのは困難である。 額の最小化を目指すといった検討を行 うことが望ましい。

一方で、そもそも市が保証協会の損 失を補償する事業を行う必要があるの かという問題がある。市が当該事業を 行う目的は、信用保証協会の代位弁済 | 状況に応じた支援制度を適切に運営す により発生する損失の一部を補償する ことで、市内中小企業者の円滑な資金 供給に寄与することであるが、この方 法によると、先に述べたように、金融 機関や保証協会のモラルハザードが生 じやすいと考えられる。また、金融機 関にとっては融資先中小企業の経営改 善に積極的に関与するといった誘因も 働きにくいため当該事業の効果を見え にくくしている。

以上を勘案すると、当該事業の必要 性を再検討するとともに、制度設計の 見直しを検討することが望ましい。

措 状 置 況

いる事もあり、現実的には難しい面も ある。

仮にリスク情報を得られた場合でも 、債権者に対し直接的な権限もノウハ ウもない市が金融機関の融資審査や回

また、制度上、融資のプロセスにお いて金融機関及び保証協会による十分 な与信判断がなされているはずである

以上により、その時々での社会経済 る事で、損失補償額を適正化していく 事が求められていると考える。

また、損失補償事業自体の必要性に ついてもご意見をいただいている。

資金供給の円滑化が主な目的であり 、特に近年のコロナ禍にあっては、資 力の弱い中小企業者の信用補完におい て十分に寄与しているものと考えてい る。

ご指摘のとおり、金融機関のモラル ハザードを招く可能性や、経営改善へ の積極的な関与を阻害する側面も考え られるため、関係各機関とも意見交換 を重ね、全国的な傾向も見据えつつ、 制度改善の研究を行いたい。

(15) 事業承継·M&A促進化事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

運営委託業務を行う事業者の選定 基準について

(産業経済局中小企業振興課)

運営業務を委託する事業者を選定す るため、プロポーザル方式による公募 のうえ審査委員会を開催して選定して おり、平成29年度から令和2年度ま」は、新たに設けた具体的な数値基準に で継続して「事業承継研究会」が事業 より事業者を選定している。 者として選定されている。また、平成 30年度以降、提案者は1社のみであ ったが、提案者が1名の場合において 、具体的な選定基準は設けられていな V)

提案者が1名、かつ、過年度より継 続して業務を実施している提案者にお いて具体的な数値基準が設けられてい ない場合には、具体的な選定過程が曖 昧になる恐れがある。

具体的な数値基準を設けることによ り、当年度の採点に加えて、同一の応 募者に対しても過年度の採点との比較 検証を行うことで過年度からの事業の 成長を測定する、といった方法を行う ことも可能となる。したがって、明確 な判断を行うための数値基準を設ける ことが望ましい。

監査の意見を踏まえ、令和3年度か らは、プロポーザル方式による公募に |おいて提案者が1名のみであった場合

イ 運営委託業務の有効性について

(産業経済局中小企業振興課)

令和2年度において助成金の対象と

本事業においては、企業経営者の関 なる承継計画策定を行った実績は1社|心レベルや事業承継に向けた取組み状

監査の結果(意見)

セミナー」及び「専門家による相談」 を経たものではない。

握するにあたり、委託業務の評価を参 加者数や実施回数といった数値で行う のみならず、「ターゲットとなる企業 への周知方法が妥当であるか」「セミ ナー→相談→計画作成、といった各フ ェーズへの連動性が高められているか 」といった事業の有効性を高める視点 が必要と考える。

措 置 状 況

あったが、運営委託業務による「啓発 況に応じて、どのフェーズからでも企 業支援できるよう施策を行っており、 助成金の対象となる承継計画策定の前 各活動が結びついていない要因を把 に、「啓発セミナー」、「専門家によ る相談」を受けることを条件としてい ない。

> しかし、令和3年度において助成金 |の対象となる承継計画策定を行った5 件のうち、「専門家による相談」→「 計画作成」とフェーズが連動した案件 は1件にとどまっているため、監査の 意見を踏まえ、令和4年度からは、委 託業務の評価に、各フェーズへの連動 性が高められているか、といった視点 も加え、事業の有効性を高めていくこ ととした。

セミナーの周知方法について

(産業経済局中小企業振興課)

「啓発セミナー」や「専門家による 相談」の周知の方法は、商工会議所を 通じたチラシの配布や市等のホームペ | 布や市等のホームページによる公表に ージによる公表と限定的なものとなっ ている。

業承継について示す重要な機会であり 、ターゲット層に対して広く周知する ことが必要となる。

したがって、中小企業における日常 での関わりが多く、かつ、事業承継に も関わりが多くなることが想定される 法律及び会計の専門家(弁護士、税理

監査の意見を踏まえ、令和3年度か らは、商工会議所を通じたチラシの配 加えて、「市政ラジオ」、「市政だよ り」、「フリーペーパー」の活用、「 啓発セミナーは中小企業に対して事 |福岡県事業承継・引継ぎ支援センター |」や士業専門家とのネットワークがあ る団体を通じた周知を行っている。

監査の結果(意見)		措	:	置	状	況	
士、司法書士等)が所属する各士業団 体を通じての周知を依頼するといった 周知方法のさらなる開拓が必要である と考えられる。							
エ 運営委託業務の在り方について (産業経済局中小企業振興課) 当該事業における「承継計画等の策 定」については、平成29年度から事	·				, , ,	 ド1件の	

業を開始しているが、令和2年度は1 件のみであった。

な成果の創出までをトータルでサポー トする事業としての性質を鑑みると、 える。

具体的には、周知方法の見直しや予を図っている。 算増額等を検討することにより、当該 事業をより有効なものにすることが望 まれる。

定」については、平成29年度から事|であったことについては、コロナ禍に よる経済活動の低下が主原因であると 捉えており、令和3年度の助成金交付 潜在ニーズの掘り起こしから具体的は5件となり回復傾向にある。なお、 令和3年度からは、企業が本事業を利 用しやすいように、助成金申請後であ 委託業務に係る改善が必要であると考れば交付決定前でも対象事業に着手で きるようにしており、申請件数の増加

(16) 中小企業支援センター特定支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

メールマガジン及びホームページ

における評価指標について

(産業経済局中小企業振興課)

マガジンを定期的(概ね週に1回)に|向けの支援メニューやイベントなどを 発行しているが、当該メールマガジン の実績を測る指標は、配信先件数となるため、「より多くの中小企業者」に っている。

設定された各項目からホームページへ|これまでは登録者数の増加件数を重視 のアクセス状況の推移件数といった情 してきた。 報が把握されていない。

ムページにおいても支援施策やお知ら せ、関連サイト等を集約してPRして | 施策の有用性向上の意味からも、令和 いるが、ホームページの実績を測る指 標は、全体としてのアクセス件数とな ーホームページの各ページへのアクセ っており、各ページへのアクセス件数 ス件数等の情報把握も進めていく。 といった情報が把握されていない。

今後においては、項目別アクセス数 のように情報を利用する中小企業者を 意識した指標を設定するとともに、得 られたデータを施策の有用性を高める ための情報として利用することが望ま しい。

中小企業支援センターでは、メール メールマガジンは、市内中小企業者 |タイムリーに情報発信するツールであ SNSの優位性である「迅速に情報を そのため、メールマガジンにおいて|提供する」ことが大切であると考え、

そのため、メールマガジン経由の各 また、中小企業支援センターのホー 項目へのアクセス件数等については、 特に情報把握を行っていなかったが、 |4年10月から、中小企業支援センタ

イ 「中小企業施策活用ガイドブック

」における評価指標について

(産業経済局中小企業振興課)

「中小企業施策活用ガイドブック」 は、市内の中小企業が利用可能な行政は、配布先において、市内の中小企業

「中小企業施策活用ガイドブック」

監査の結果(意見)

まとめた冊子である。毎年4月に発行 しており、北九州市中小企業支援セン ター、市役所広聴課、各区役所総務企 画課、北九州商工会議所の本所・各サ ービスセンター等で、無料で配布して いる。

当該ガイドブックの実績を測る指標 は、発行部数となっている。

の利用実績について把握することがで きず、実際にどの程度の市内の中小企 業者に周知されているのか明らかでは に情報交換を行っており、ガイドブッ ない。

るため、一次的な配布を行った場所に おけるさらなる配布状況を把握するこ とにより配布経路の有効性を検証する とともに、新たな配布経路の開拓を検 討するといった対応が望まれる。

措 状 置 況

(国及び県を含む。)等の支援施策を 者に適宜配布してもらえるよう毎年度 、配布数を考慮しながら発出している

同ガイドブックは市内中小企業に係 |る各種の支援施策を網羅したものであ り、各区役所や出張所、広聴課などで 気軽に入手できる環境を整備している |ほか、公的支援機関、商工会議所や企 業団体、金融機関など、多様な企業ニ 市役所や商工会議所等へ配布した後 | 一ズに対応する機関等を通じ配布を行 っている。

従前から、これらの機関等とは頻繁 クの周知・活用・配布を求め、適宜、 今後においては、効果的な周知にす 追加配布や削減の要望に対応している

> これらの取組みを通じ、ガイドブッ クの活用状況や配布経路の有効性の検 証を行っているほか、企業や団体訪問 の際等に職員が持参し配布することで 、新たな配布先を開拓している。

> ご指摘のように、これからも情報を 必要としている中小企業者に施策情報 が確実に届くよう、引き続き、配布経 路、配布状況を把握、見直ししながら 効果的な周知に取り組む。

(17) 起業家支援工場管理運営事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 入居者への効果的な支援について

(産業経済局中小企業振興課)

起業家支援工場管理運営事業におい て、工場の使用契約は1年単位(原則 |九州産業学術推進機構中小企業支援セ 、最大4回更新可能)で、市は入居者 に対し更新ごとに直近の決算書等の提 一が入居者を定期訪問し、財務面を含 出を求めている。しかし現状、当該資 | めた総合的な支援を実施している。一 料は利用されておらず、また、入居者 方、市としても、中小企業支援センタ に対する育成支援等は行われていない | 一と連携しながら、法人の決算書等の 状況である。

決算書等で毎年企業の状況を適切に をサポートしていく。 把握し、企業が成長できるよう適切な アドバイスをするなど、市全体として 効果的な支援を検討することができる 体制を構築することが望ましい。

入居者名については公益財団法人北 |ンターと情報を共有しており、センタ 取扱いに十分留意しつつ、企業の成長

(18) 中小企業DX促進事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

個別相談会の成果の把握について

(産業経済局中小企業振興課)

個別相談会については、月次で実施 状況報告書が作成され、市へ提出され 期間での成果創出のハードルは高いが ている。当該報告書においては、議事 録形式で協議事項の報告がなされてい収集し、次年度以降の事業に反映する るものの、個別相談会を経た結果、各 社でどのようなDX促進がなされたか | 等の案内については、各社への個別相 の評価が行われていない状況である。

降の事業へ反映するとともに、個別相 談において国や自治体の補助金等の案しこととしている。 内も併せて行うことが望ましい。

DXの性質上、支援企業において短 、各社で効果的であった事例について こととしている。また、本市の補助金 談時に、中小企業支援ガイドブックを 各社のDX事例を収集し、次年度以 用いて案内を行っているが、今後も引 |き続き、最新の補助金等の案内を行う

(19) 宿泊施設等改修支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

補助対象財産の処分等について

(産業経済局観光課)

令和2年度において、北九州市宿泊 浄便座の設置、トイレの洋式化等)を 交付したが、その後、当該事業者が事 ることを確認した。 業拠点の移転をホームページで公表し ている。

本事例に限らず、耐用年数の経過前 に、補助対象財産を利用しなくなる、 あるいは処分することも起こり得ると 考えられる。

らの報告や補助金の返還をどうするか | 令和4年度の事業実施時に要綱改正を について整理して、要綱に明記するこ 行う。 とが望まれる。

本事例については、当該補助金での 施設等改修事業補助金(使途:温水洗 設置物も移転先の建物に移設しており 、営業再開後も継続して使用されてい

これに限らず耐用年数経過前に財産 の処分が行われる場合については、北 |九州市補助金等交付規則第22条、2 3条及び「北九州市宿泊施設等改修事 業補助金」交付要綱第15条に基づき 適切に処理をされているが、利用の中 そのような場合に備えて、事業者かし上については、監査の意見を踏まえ、

(20) 門司港レトロ観光推進事業

監査の結果 (意見)

措置状況

ア 市の負担金について

(産業経済局門司港レトロ課)

本事業においては、各団体における 繰越金の精算に関する定めや市の負担 金額の見直しに関する定め等は見受け られなかった。

このような状況においては、負担金 て設けるよう求めていく。 支出の固定化につながり、市が支出し た負担金が効果的に活用されない恐れ がある。

今後においては、中長期的な方向性 を定めたうえで、繰越金の精算に関す る定めや負担金額の見直しに関する定 めを設けて、毎期における負担金額の 妥当性等を検証することが望まれる。

門司港レトロ倶楽部は、市の負担金だけでなく、協賛金、各団体負担金等を合わせて運営されており、例年、市の負担金額を超えた支出がある。関門海峡観光推進協議会は、近年の執行状況を鑑み、令和3年度より負担金額を減額した。

両団体では、総会及び定期的に開催 される会議のなかで、効果的な事業の 実施、支出の妥当性を常に確認し、自 発的な対応を行っている。

本市としては今回の意見を踏まえ、 両団体が開催する会議において、事業 内容及び支出の透明性を確認するとと もに、会則、規約の中で、単年度の事 業計画のみならず中長期的な定めを設 けるよう提案する。また、精算及び負 担金額の見直し等に関する定めも併せ て設けるよう求めていく

(21)商店街活性化支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

補助金の交付事業者の継続的な状 況調査について

(産業経済局商業・サービス産業政 策課)

補助金の交付事業者の決定は「空き 店舗補助制度運用規程」に定められた が提出する事業計画書に基づいて、書 業の継続状況を把握している。 類審査及び面接審査を行っている。

助金を交付した後も、商業・サービス 産業政策課が継続的に状況を調査して いるものの、補助事業の継続状況や、 事後的に発生した問題等の定性的な情」対応を行っている。 報をまとめた資料は作成していない。

小売市場の活性化を促進しているかを 事後的に評価することが必要と考える

補助対象者の状況を継続的に調査し 、事業の継続状況や事後的に発生した 問題等の情報を蓄積することで、審査 の定性的な判断を事後的に評価すると ともに、今後の定性的な判断の基礎資 料とすることが望ましい。

補助金交付事業者については、毎年 「商店街空き店舗調査」や当課の各地 手続きによっており、補助金の申請者 |区担当者による現地訪問等により、事

事後的に発生した問題等については 補助金の交付事業者については、補一、継続状況を把握する際、聞き取りに より判明したり相談を受けることもあ るが、専門性が高い内容については、 事業者向け相談窓口を紹介するなどの

今後は、監査の意見を踏まえ、引き 当該事業目的を考慮すれば、補助金 | 続き状況把握に努めるとともに、その を交付したことによって、商店街及び|情報が定性的な判断の基礎資料となる よう活用する。

(22) 街なか商業魅力向上事業

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

ア アンケート調査の統合について

(産業経済局商業・サービス産業政 策課)

小倉地区・黒崎地区での来街者アン ケート調査業務を実施している。アン |・黒崎の両地区について、令和2年度 ケート調査は商業・サービス産業政策 で調査業務を終了し、令和3年度より 課が単独で実施したものであるが、市│、他局が実施する歩行者通行量調査業 の他の部課でも単独でアンケート調査 | 務の結果を情報共有することとした。 を実施する場合があるとのことである

本件に限らず、今後においてアンケ ート調査を実施する場合、効率性の観 点から、他の部局や課と情報共有し、 共同で実施することが可能であれば共 同でアンケート調査を実施することが 望ましい。

来街者アンケートについては、小倉

(23) 商店街満足度向上事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 事業目的と事業内容の関連性につ いて

(産業経済局商業・サービス産業政 策課)

令和2年度において、「キャッシュ レス決済促進業務」、「商業甲子園開」は、令和3年度で廃止し、「商業甲子 催業務」及び「オリンピック・パラリ ンピック外国人歓迎業務」の予算を計一的との関連性が高い他事業へ組み込む 上していたが、新型コロナウイルス感にととした。 染症の影響により未執行であった。

令和3年度は、「キャッシュレス決 済促進業務」と「オリンピック・パラ リンピック外国人歓迎業務」を廃止し 、「商業甲子園開催業務」のみを継続 している。

「商業甲子園開催業務」は次世代の 育成としての事業価値があると考えら れるものの、外国人の回遊を促し、滞 在時間の伸長を図るとする事業目的と の関連性が低い。

今後において、予算執行の有効性・ 効率性の観点から、事業目的と関連性 の高い事業内容とすることが望まれる

「商店街満足度向上事業」について 園開催業務」は令和4年度より事業目

(24) 商業人材育成事業

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

ア 事業目的の評価について

(産業経済局商業・サービス産業政 策課)

令和2年度は新型コロナウイルス感 染症の影響により、「実践あきない塾 が、今後、同様な事業があった際は、 」及び「次世代育成事業」は開催でき ず、代わりに「繁盛店づくり」実例集 の制作を行った。

事業」が、今後の市の地域経済活性化 に資する人材の育成を図ることに貢献 しているかを事後的に評価する必要が あると考えられるが、評価の指標が設 定されていない。事業目的を評価する |指標を定めたうえで、市の地域経済活 性化に資する人材の育成を図ることに 貢献しているかを評価することが望ま しい。

「次世代育成事業」は事業終了した 監査の意見を踏まえ、適切に対応する

「実践あきない塾」は令和4年度よ 「実践あきない塾」や「次世代育成 り 売上高の上昇率など、事業を評価す る指標を設定し、評価を行う。

(25)民間イベント支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 助成金の効果測定について

(産業経済局MICE推進課)

市独自において、参加者・来場者や 経済効果等を目標として設定し、効果 話会が行う「イベント認定事業等」は 測定を行っていない。

が有効に活用されているかという観点 |行っていた。 から、一定の水準以上の効果があった か検証することが望ましい。

まえて、助成金交付の可否を検討する ことが望まれる。

- ▶目的・効果に、客観的合理性はあ るか。
- ▶長期間にわたり惰性化し、既得権 化しているものはないか。
- ▶毎年漫然と助成金等の交付を受け ており、効果を挙げる努力や自己 財源の徴収等の努力を怠っている ものはないか。
- ▶民間の自立、自助、受益の負担の 関係は明確にされているか。

助成金対象であるにぎわいづくり懇 市が事務局としてかかわり、認定件数 助成金を交付する以上、その助成金人、事業内容、来場者数等により評価を

今回の監査の意見を踏まえ、令和4 年度から目標の設定や効果について、 そのうえで、以下のような観点も踏上り客観的に評価できるよう工夫する こととした。

(26) 産業見本市開催事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 負担金の効果測定について

(産業経済局MICE推進課)

産業見本市に関する事務手続等は、 実行委員会事務局である観光コンベン して事業報告、決算報告を受け、見本 ション協会が行っており、市は実行委 市出展社数や来場者数、また「商談成 員会の一員として、事業報告、決算報 告を受け、個別に確認し、効果測定は | 先開拓件数」などを過去の開催実績と 行っているとのことであるが、具体的 比較するなどし市負担金が有効に活用 な判断基準や評価結果等をまとめた資 料はなかった。

負担金を支給する以上、その負担金 が有効に活用されているかという観点 から、具体的な判断基準をあらかじめ 設定し、一定の水準以上の効果があっ たか検証した結果を残すことが望まし 11

そのうえで、環境の変化や市民ニー ズの変化等を踏まえて、市として負担 金を支出する必要性の有無について検 討することが望まれる。

これまでは市が実行委員会の一員と |立件数| 「商談成約金額| 「新規営業 されているかどうかを定性的に測定し ていたが、監査の意見を踏まえ、数値 目標に対する達成率や過去開催実績と の比較など具体的な判断基準をあらか じめ設定し、負担金を支出する必要性 の有無を客観的かつ定量的指標により |評価するよう令和4年度開催分から対 応することとした。

(27)企業立地促進資金融資事業

監査の結果 (意見) 措

置 状 況

ア 融資実績について

(産業経済局企業立地支援課)

直近の融資実績が平成25年9月で 近年は、民間の金融機関の貸出金利 あり、それ以降利用されていない。まが低く、当制度の利用実績はないが、 た、令和3年3月31日時点での融資 残高は0円である。

平成25年9月以降利用されていな を継続していく。 いことを鑑みると、当該事業は企業ニ ーズに沿った事業とは言い難い状況と なっている。したがって、市がこの事 業を行うことによる経済的効果は乏し いと評価でき、他の制度との一元化等 、今後の事業の在り方について再度検 討を行うことが望ましい。

社会情勢の変化により金利変動があっ た場合などに備えるため、今後も事業

(28) 本社機能等移転促進補助金事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

補助金の交付要件の確認書類につ いて

(産業経済局企業立地支援課)

補助金の交付要件や交付額は大企業 類に大企業と中小企業を判定する資料 ージ等で中小企業の定義に当てはめ確 | 料の提出も求めることとした。 認しているとのことである。

交付の可否や交付額を確認するにあ たり、大企業か中小企業かについては 重要な項目となる。そのため、事務上 の誤りを防止する観点からも、大企業 か中小企業かを判定するための資料を 具備することが望ましい。

令和3年10月に補助金交付申請時 と中小企業で異なっているが、確認書 | の提出書類に大企業又は中小企業のい |ずれに該当するかを確認して記入する が具備されておらず、企業のホームペー項目を設け、記入内容を確認できる資

イ 雇用目標について

(産業経済局企業立地支援課)

企業誘致による新規雇用創出数を累 計4,000人(令和2~6年度)と している。

これまで市は、ものづくりの町とし て製造業の誘致や雇用を重視して施策 を実施してきたが、新規雇用創出数の 大部分が情報通信業であるという結果 になっている。

近年における環境の変化(グローバ ル・ボーダレス化、AI等の技術革新 、新型コロナウイルスの影響及び脱炭 素など)を捉えたうえで、市が重点的 に誘致すべき産業を絞り込むなど、経

本市の産業構造や今後の社会情勢等 を踏まえ、重点的に誘致すべき産業を 絞り込むなど、戦略的に企業誘致に取 り組む。

監査の結果(意見)	措	置	状	況	
済波及効果の大きい製造業の誘致戦略 を再構築することが望ましい。					

ウ 本社機能等移転促進補助金の交付 について

(産業経済局企業立地支援課)

本社機能等移転促進補助金は、主に 業の利用実績は直近3年間で1社に留 まっている。

中小企業は一般的に資金難であるこ とが多く、本社機能を移転させること を検討しても、実行に移すことまでい かないケースが多いと推測される。地 方創生への取り組みを今後も積極的に 継続していくために、また、補助金の 果たす役割を最大限に発揮させるとい う観点からも、広く中小企業が利用で きるような補助金制度を構築していく ことが望ましい。

本社機能等移転促進補助金は、首都 大企業により利用されており、中小企 圏等からの総務部門や企画部門などの 本社機能移転による雇用創出を目的と しており、本社機能部門のみを切り出 すのが難しい中小企業は対象となりづ らい。

> 本社機能等移転補助金は補助制度の うちの1つであり、中小企業は大企業 |に比べて投資額や雇用の要件を緩和し ているほか、企業立地促進補助金等、 |補助制度全般として中小企業がより利 用しやすいように補助要件を設けてい る。これらの補助制度を活用しながら 企業誘致を推進していく。

(29)自動車産業取引拡大支援事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア リモート会議等の効率的な運営に ついて

(産業経済局企業立地支援課)

令和2年度は新型コロナウイルス感 染症の影響もあり、「コロナ禍におけ 活用しながら、会議内容・参加者に応 る企業経営及び支援策に係る意見交換 会」をリモートで開催するため業務委 によりコスト削減に努めており、効率 託 (529千円)を行った。

当事業では初めての対応であったと しても、最初の緊急事態宣言が発令さ れた令和2年4月から相当程度時間は 経過しているため、市の内部で蓄積さ れたリモート会議の経験や資材等を活 用することで効率的な業務運営が可能 であったと考えられる。

そのため、各業務内容の仕様書作成 段階において、必要に応じて市内部で の連携を強化し、コスト削減に努める ことが望ましい。

令和3年度から、他部署等の事例を |じた機材の最小限化・人員の簡素化等 的な業務運営を実施している。

(30)ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

「北九州市産業用ロボット導入支 援補助金」について

(産業経済局次世代産業推進課)

市は、市内企業の経営の安定化と競 争力強化を図ることを目的として「北 |くの市内企業ニーズを満たすためには 九州市産業用ロボット導入支援補助金 」を設けている。

市の補助金とは別に、国の補助金と して「ものづくり・商業・サービス生 産性向上促進補助金」(以下、「もの|ものにするために、都度、改善を図っ づくり補助金」という。)がある。

これらの補助金の公募要領を比較す ると、「ものづくり補助金」の方が対 象者や補助対象経費の範囲が広く、補 助金額も大きいものとなっている。

各事業者に対する補助対象や補助金 額の大きさや市の財政に与える影響等 を考慮すれば、「ものづくり補助金」 を利用することが望ましいのは明らか であるため、「ものづくり補助金」の 申請を支援する体制を充実させるとと もに、当該補助金自体の存在意義や在 り方について見直しすることが望まし 11

ロボットでの生産性向上を望む、多 |、採択率が5割程度にとどまる国のも のづくり補助金だけでなく、本市独自 の補助金が必要であると考えている。

なお、当該補助金の効果をより高い ていきたい。

(31) 学術研究都市留学生宿舎管理運営事業

監査の結果(意見)

措 置 状 況

ア 契約期間満了後について

(産業経済局次世代産業推進課)

留学生宿舎の建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借(20年間契約)している。他方、市と留学生があり交わしている「北九州学術研究都によりで生宿舎賃貸借契約書」によれているできない。

留学生に退去を強要できない場合がありうるにも関わらず、市が不動産中央情報センターと取り交わしている「報センターと取り交わしている「特研究都市留学生宿舎〔特定日的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」第21条2項によれば、契約期間が満了した場合には、留学生の退去をいるである。

つまり、市としては、本来、法的に は確約できないはずのことを、本条で 約束しているような状態であると言え る。

そのため、今後における留学生との 契約内容を修正する(例えば、疑義の ない形での定期借家契約に変更する) といった対応が必要であると考える。

監査の意見を踏まえ、令和4年3月 から定期借家賃貸借契約に変更した。

監査の結果(意見)

措 置 状 況

イ 契約内容について

(産業経済局次世代産業推進課)

留学生宿舎の建物については、市が 不動産中央情報センターから賃借して いる。その期間は20年間であり、更 新しない旨も明記されている。

ないことを規定していることから、定一の要件が整っているとの判断であった 期借家契約を意図しているものと推測 される。しかしながら、定期借家契約 が成立するための要件は厳格であり(一丁するため、次回契約を行う場合は今 借地借家法第38条2項)、また、現回の意見内容を反映し契約を締結する 実に期間満了時に契約更新拒否をする 際にも一定の手続が必要であり(借地 借家法第38条4項)、現状の契約内 容では定期借家契約書としては不完全 のように見受けられる。

そのため、定期借家契約を意図した ものであるとすれば、その要件を充足 する条項設定をしておくことが望まれ る。

監査の意見を踏まえ、法制課に確認 をしたところ、市と不動産中央情報セ ンターの両者が契約書等で20年間の 契約期間を認識しており、かつ原契約 期間が満了した際には契約を更新し 書の文書内容のままでも定期借家契約

> なお、現在の契約は令和6年度で終 こととしたい。

(32) 学術研究都市管理運営事業 (機器・設備更新)

監査の結果(意見) 措 置 状 況 ア 中長期的な維持・管理計画の作成 について (産業経済局次世代産業推進課) 利用者への影響等を考慮して修繕・ 監査の意見を踏まえ、令和4年3月 更新を行っているとのことであるが、 に学術研究都市全体の建物及び設備の 施設全体としての中長期的な修繕・更 劣化状況を調査した。これを参考に、 新計画は作成されていない。 市が実施する大規模保全工事の中長期 関連する費用を最小化するため、大 計画を令和5年度に策定する予定であ 規模修繕による寿命の延長のみでなく る。 、更新もあわせて中長期的な視点での 維持・管理計画を作成することが望ま れる。

(33) FAISが作成する決算報告書等の財務資料について

ア 会計処理に係る会計区分の設定に

(公益財団法人北九州産業学術推進 機構 (FAIS))

監査の結果(意見)

ついて

事業区分の名称や区分内容に関して められていない。

事業区分の根拠を明確にし、年度間 での統一的な会計処理を担保するため 、事業区分の名称及び区分内容を規程 等に定めることが望ましい。

なお、勘定科目に関する詳細な定め を「会計規程」で定められていること から、会計区分についても同様に同規 程で定めることが考えられる。

監査の意見を踏まえ、事業区分の名 は「会計規則」及び「会計規程」に定 | 称及び区分内容を令和4年4月、会計 規則等に規定した。

置

状

況

措

イ 複数の会計区分に影響する収入、 支出の按分について

(公益財団法人北九州産業学術推進 機構(FAIS))

FAISの支出には、管理費等の複 数の事業区分間に影響する可能性があ る支出があるが、支出は支出部門で一 括して計上しており、会計区分間で按 分処理を行っているものはない。他方 、収益についても、事業区分間で按分 処理を行っているものはないとのこと である。

市の学術研究都市指定管理運営事業 に係る指定管理料は、「学術研究都市 充実振興事業」の収支計画に基づいて

監査の意見を踏まえ、事業収支に与 える影響が軽微な事業以外、令和3年 度より按分することとした。

監査の結果(意見)	措	置	状	況
算定されるため、複数の事業収支に影響する収入、支出を適切に按分することは重要である。 事業収支に影響する収入、支出については、面積や職員数といった合理的な按分基準に基づいて、事業区分間で				
按分することが望ましい。				

(34) 北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料

監査の結果(意見)	措	置	状	況
ア 中長期的な維持・管理計画の作成 について				
(公益財団法人北九州産業学術推進				
機構(FAIS))				
学研都市は、平成13年度の開設か	市が、台	和4年3	3月に学	常研究都市
ら約20年が経過し、FAISが運営	全体の建物	カ及び設備	帯の劣化	2状況を調査
費から支出する簡易な修繕費も増加し	し、これを	参考に、	市が大	:規模保全工
ている。	事の中長期	引計画を 令	う和 5 年	度に策定す
今後において、FAISが運営費か	る予定であ	うる 。		
ら支出する修繕費を最小限化するため				中長期計画
、施設所有者である市が主体となって	を参考とし	て、施設	设の維持	・管理を実
、中長期的な観点での維持・管理計画	施していく	. 0		
を作成することが望まれる。				

北九州市監査公表第22号 令和4年11月15日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 総務局 市議会事務局 教育委員会
- 3 監査の期間 令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期 令和4年7月29日(令和4年監査公表第12号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 総務局

監査の結果

措置状況

ア その他事務

(ア)公の施設の指定管理業務につい て

(男女共同参画推進課)

令和2年度の男女共同参画施設等(北九州市立男女共同参画センター、北 | 指定管理者に伝え、情報共有するとと 九州市立東部及び西部勤労婦人センタ ー)の指定管理事務についてみたとこ ろ、管理施設の改修及び修繕について 、原則として市が執行すべき1件10 0万円以上のものを指定管理者が行っ ていたものがあった。

男女共同参画施設等(北九州市立男 女共同参画センター、北九州市立東部 及び西部勤労婦人センター)の管理運 営に関する基本協定書第15条によれ ば、管理施設の改修及び修繕について より合意した場合を除き、市が実施す るものとなっているが、協議した記録 や決裁は作成されていなかった。

また、新型コロナウイルス感染症流 行に伴う施設の閉館により不用となっ た光熱水費等を改修及び修繕経費に流 用しているが、これについての協議の 記録や決裁は作成されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

指摘された点については、速やかに もに、今後の工事にかかる協議・合意 ・記録方法について、協議を行った。

今後、市と指定管理者との協議記録 |や決裁に漏れが生じないよう、決裁欄 を設けた協議依頼書の様式を定めるこ ととし、指定管理者へ同様式を使用し て協議を行うことを令和4年5月30 日に通知した。

令和4年5月22日に業務マニュア 、市の見積りにより1件100万円以 ルを変更し、変更内容周知のため、令 上のものは、市と指定管理者の協議に一和4年5月31日に課内研修を実施し た。

《局全体の対応について》

令和4年8月2日に実施した局内幹 部会において、今回の指摘事項の内容 を説明し、それを踏まえて各課の事務 を見直すとともに適正に事務を遂行す るよう指導した。

(2) 市議会事務局

監査の結果

措置状況

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(総務課)

市議会事務局総務課では、議会棟第 6 ・ 7 議員控室の登退庁盤が故障した ため、更新のための設置工事及び電気 た場合等において、法令・例規や事務 設備工事を発注したが、他の議員控室 の登退庁盤も故障したため、費用面を 含めた抜本的な対策を検討した。その 結果、タッチパネル方式での全面更新 を行うこととなり、既に発注した設置 工事と電気設備工事については契約変 は、電気部品の製作等が進行していた ため、これらの部品については、今後 務局で保管することとした。

この部品の納品に関して、別途、工 事請負業者と特命随意契約により委託 契約を締結していたが、工事契約の中 止により生じた相手方の損害について は、市契約規則に基づく協議により補 償することが可能であり、単に部品の 納品を目的とした委託契約であれば、 特命随意契約とする理由はない。

また、このような契約方法では、委 託契約締結前に部品の製作に着手させ ていたことになることや、工事契約に 係る収入印紙代等の諸経費を委託契約 で負担することとなり不適切である。

指摘された点については、契約を行 |う場合、また、その内容に変更が生じ |処理要領等の確認を徹底するとともに 、疑義が生じた際は契約や会計担当部 署に確認を行ったうえで、適正な事務 処理を行うよう周知徹底を行った。

また、今後の再発防止策として、令 更により中止した。一方、当該工事で 和 4 年 8 月 4 日~8 日に実施した事務 改善会議において、事務局内全職員に |情報共有するとともに、法令や例規を 、タッチパネルが故障した場合や会派 はじめとして市委託業務要綱などの遵 が増えた場合の予備品として市議会事 | 守について、改めて周知徹底を図った

監査の結果	措置状況
監査の結果 市委託業務要綱では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとするとされている。 適正な事務処理をされたい。	措 置 状 況

(3)教育委員会

監査の結果

措置状況

ア 支出事務

(ア) 備品購入手続きについて

(学校保健課)

令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。 給食の提供に支障が生じないよう、学校から破損等の連絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1 世本とのことであるが、その結果、1 となり、契約における競争性が確保されていなかった。

市契約規則では、予定価格が少額な 契約の場合は随意契約を認めており、 さらに、予定価格が一定額以下の場合 は1者から見積書を徴して契約できる は1をとなっている。しかし、予定価格 が規則等で定める金額の範囲内に収ま るよう分割して契約することは、予算 の適正な執行、また、経済的かつ効率 的な執行の面からも適切でない。

給食の提供に支障が生じないよう在 庫を確保する等の対応策を検討し、適 正な事務処理をされたい。

指摘された点については、給食の提供に支障が生じないよう、また、効率的な予算執行の観点から、以下の対策を実施した。

1 これまで学校から食缶の更新要望 連絡を受け、破損度合い等により都 度必要性を判断し、発注していた運 用を令和4年5月30日に見直し、 過去の食缶調達実績を基に一定数の 食缶を入札により調達する方針とし た。

また、一括調達に伴い、在庫管理 表を作成し、食缶の在庫管理を行う とともに、その他備品更新に必要な 予算を確保しながら、必要に応じて 追加調達を行うこととした。

さらに、在庫がなく緊急的に食缶の更新が必要な場合も、緊急対応の必要性が確認できるよう、食缶更新に関する学校からの更新要望について、管理簿の様式を作成した。

- 2 見直した食缶調達方針に基づき、 令和4年6月16日に入札により食 缶調達契約を締結した。
- 3 令和4年6月29日に開催した事

監 査 の 結 果	措置状況
	務改善会議にて、令和3年度定期監 査における指摘事項及びその他注意 メモを課内にて情報共有し、適正な
	事務処理の徹底を周知し、再発防止に向けた注意喚起を行った。

監査の結果

措置状況

(イ)補助金等交付事務について (学校保健課)

令和2年度北九州市学校保健会補助 金(以下「補助金」という。)の交付|策を実施した。 事務について、北九州市学校保健会(以下「学校保健会」という。)の学校 1 薬剤師部会事業にかかる実績報告書を 見ると、教室におけるホルムアルデヒ ド等揮発性有機化合物検査(以下「検 査」という。) のための道具を購入し ていた。

しかし、当該検査は、当初の補助金 交付決定の内容には含まれておらず、 変更交付申請の手続きも行われていな かったにも関わらず、学校保健課は検 査道具の購入費を含む額を補助金額と して確定していた。

なお、当該検査は、市の事業として 2 令和4年6月29日に開催した事 、公益財団法人北九州市薬剤師会に委 託して実施している。

市補助金等交付規則では、補助事業 等の内容、経費の配分または執行計画 の変更をする場合は、市長の承認を受 けることとされており、また、実績報 告書の審査および必要に応じて行なう 現地調査等により、その報告に係る補 助事業等の成果が補助金等の交付の決し、全課に対し今回の指摘内容について 定の内容およびこれに付した条件に適 通知し、今後、同様の事案が生じない 合するものであるかどうかを調査し、 適合すると認めたときは、交付すべき 補助金等の額を確定し、補助事業者に 通知するものとされている。

指摘された点については、以下の対

- 学校保健課の事務手順書に、各支 部で事業計画が変更となった場合は 、変更申請書の提出を随時求め、各 部会からの変更申請をもとに学校保 健会事務局から北九州市への変更申 請を行うこと、事業報告の際は申請 時(変更申請を含む)に提出された 事業計画と事業報告内容を照合し、 事業の実施内容が変更となっていな いかどうかを確認することを追記し た。
- 務改善会議にて、令和3年度定期監 査における指摘事項及びその他注意 メモを課内にて情報共有し、適正な 事務処理の徹底を周知し、再発防止 に向けた注意喚起を行った。

教育委員会では、令和4年8月1日 よう周知した。

監査の結果	措置状況
適正な事務処理をされたい。	

北九州市監査公表第23号 令和4年11月15日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 産業経済局
- 3 監査の期間令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期 令和4年7月29日(令和4年監査公表第15号)

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 産業経済局

監査の結果措置状況

ア その他事務

(ア) 拾得物の取扱いについて

(渡船事業所)

渡船事業所(若戸航路)における拾 今回の指摘事項 得物の取扱い状況を確認したところ、 体系化と共有化を 拾得物の一部について警察署長への提 務改善を行った。 出を怠っていた。 1 戸畑警察署に

また、拾得物に係る処理経過を合理 的に跡付け、又は検証することができ る文書(拾得物記録簿等)を作成、保 存していなかった。

遺失物法では、施設占有者は、拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出することとされている。

市文書管理規則では、事案の決定に 当たっては、文書等を作成して行わな ければならず、文書等は、必要に応じ て迅速に利用することができるように 保存しなければならないとされている

適正な事務処理をされたい。

今回の指摘事項に鑑み、事務処理の 体系化と共有化を図るため、以下の事 務改善を行った。

- 1 戸畑警察署に拾得物の処理方法等 を確認し、警察署長への拾得物の提 出を徹底する取扱いを開始(令和4 年2月18日)
- 2 拾得物取扱い要領、業務マニュア ル及び拾得物記録簿等を作成(同年 3月1日)
- 3 所内関係職員に上記要領等を周知 (同年3月16日)
- 4 事務改善会議において、本指摘事項を含む過去5年間の監査指摘事項 を再確認(同年4月27日)
- 5 事務処理ミス防止研修の実施(同 年6月13日)
- 6 拾得物記録簿のデータベース化(同年6月17日)

今後、拾得物記録簿の管理に当たっては、デジタル市役所推進室デジタル市役所推進室の協力のもと、サイボウズ株式会社のkintone(業務改革ツール)を導入し、円滑な情報共有と業務の効率化を図る。

≪局全体の対応について≫

監	査	Ø	結	果		措	置	状	況	
								日実施		
					明し、	適正		の執行		
					知した また		課の事	務改善	会議(同年6
								:指摘事 年間の		
								点検を		

北九州市監査公表第24号 令和4年11月15日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等 小倉北区役所
- 3 監査の期間令和3年12月13日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期 令和4年7月29日(令和4年監査公表第10号)

監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監 査の 結果

状 況 措 置

工事費の積算について

(小倉北区役所まちづくり整備課)

[14]高浜1号線(高浜跨線橋)歩 道橋補修工事

本工事は、高浜跨線橋の定期点検結 果に基づく塗装の塗替えを主とした補一・積込」に必要な費用が未計上となっ 修工事である。

塗装を除去・回収した後、塗装の塗替 えを行っている。

しかし、その積算において、塗膜除 去工で発生した「廃材の回収・積込」 が計上されていなかったため、過小な 起工する場合、当初設計金額にかかわ 積算となっていた。

れたい。

本工事の積算において「廃材の回収 た理由は、当課ではこれまで同種の工 施工は、塗膜剥離剤を用いて既存の 事の発注実績がなく、また設計者、審 査者等の工事に対する確認不足が要因 である。

今後同様のミスが生じないように、 当課で発注実績の少ない工種の工事を らず、技術監理局技術支援課の設計審 工事費の積算について、適正に行わ 査を受けることとし、業務マニュアル を改定した。

> また、指摘事項及び今後の対応につ いて、6月30日の事務改善会議にお いて、課内全員に周知した。

注・・[]内の数字は、令和4年監査公表第10号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す